

処方箋の電子化の検討について（案）

1 趣旨

- 処方情報を電子化して情報連携に用いることにより、医薬安全や調剤業務の効率化等に資するものとする可能性があるため、そのような医薬連携は推進すべきである。
- しかしこのような処方情報電子化と、現下、紙で（e-文書法の観点からは、法に保存義務の定めのある書類として）運用することとされている処方箋そのものを電子化して紙を廃することとは同義ではない。
- 調剤業務にまつわる実務上も、紙の処方箋をただちに廃すると不都合が起り得ることにも留意が必要である。
- 一方で、電子化を推進しながら紙の処方箋も管理し続けることが好ましいというわけでもないため、環境が整った適切な時期には、電子化により紙の処方箋を廃止することも検討されるべきであろう。
- したがって、一旦は現行法制化において処方箋に記載される情報を電子化しネットワーク化して運用できる方策について確立し、紙の処方箋を廃止出来る条件についてなお検討を深め、必要に応じて環境の整備を進めるべきである。
- また、処方情報の電子化に向けてはいくつかの試行的取組（下記）がなされている。
- これら取組の結果もしくは実施状況も踏まえ、上述の観点から検討を行い、2008年7月に「医療情報ネットワーク基盤検討会」で作成した報告書「処方せんの電子化について」を改訂する。
- なお、このような検討に資する実証等を行うに当たり、紙の処方箋によって法制に定める保存の義務を果たしている限りにおいて規制の緩和等は必要ないものとする。

2 電子化に向けた試行的取組

- 「処方せんの電子化事業」（総務・厚生労働・経済産業省連携による「健康情報活用基盤実証事業」）
- 「処方情報の電子化・医薬連携実証事業」（総務省「健康情報活用基盤構築事業（日本版 EHR）」）
 - 1) 処方箋を特定の薬局に向けて交付するのではなく患者に交付し¹、患者は薬剤

¹ 医師法第22条 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当たっている者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。以下略
 歯科医師法第21条 歯科医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当たっている者が処方せんの交付を必要としない旨を申

の交付を受ける薬局を自ら選択できるようにする²ため、ASP 化した。

- 2) 処方箋を表現するメッセージを、医療情報にかかるメッセージにおける国際標準である HL7CDA により設計し、日本 HL7 協会に審査を依頼中である。
 - 3) 標準的メッセージから参照される服用マスタ（日内の服薬タイミングを表現する）について、一般社団法人日本医療情報学会標準策定・維持管理部会の協力を得て「処方オーダーリングシステム用標準用法マスター JAMI 標準案」の実装を試行した。
 - 4) 医薬品コードマスタは、厚生労働省保健医療情報標準化会議において「HS001 医薬品 H0T コードマスター」として厚生労働省標準規格に採択。医薬品データマスタについて、同会議において審議中である。
 - 5) これらの取組を通じて、処方情報を電子化して運用する方策を確立し、標準化プロセスを経た後、仕様について広く公開する。
- 処方箋の電磁的交付についての技術的側面の検討（厚生労働省「シームレスな健康情報活用基盤実証事業」）

3 スケジュール

- 「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」（平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）においては、項目「処方せんの電子化」として、処方箋の発行にかかる考え方について平成23年度中に明確化することが求められている。
- このため、報告書「処方せんの電子化について」の改訂を平成23年度中に行い、この方針に対応する。

し出た場合及び次の各号の一に該当する場合においては、その限りでない。以下略

² 保険医療機関及び保険医療養担当規則第 2 条の 5

保険医療機関は、当該保険医療機関において健康保険の診療に従事している保険医（以下「保険医」という。）の行う処方せんの交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行ってはならない。2 保険医療機関は、保険医の行う処方せんの交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。